

落石防止点検調査業務委託 特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「落石防止点検調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。なお、これに定めのない事項については山梨県県土整備部仕様書『地質・土質調査業務共通仕様書』（令和7年10月改定）、『設計業務等共通仕様書』（令和7年10月改定）、『測量業務共通仕様書』（令和7年10月改定）、国土交通省公共測量作業規定および用地調査等標準仕様書（山梨県用地対策連絡協議会）によること。また、その他必要と思われる事項については、発注者の指示・協議のもとに実施するものとする。

2. 業務の目的

本業務は、後述する業務対象区域について主要危険箇所（主要危険箇所位置図 参照）およびその他危険箇所における崩落、落石等による事故を未然に防ぐための定期調査を行うとともに、当該箇所における崩落、落石防止のために必要となる資料を得ることを目的とする。

3. 業務委託の対象

本業務で対象とするのは、市道 昇仙峡線（甲府市高成町地内）の内、位置図に示す範囲とする。

4. 業務担当技術者

受注者は、主任技術者として、地すべり防止工事士の有資格者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する技術者を定め、発注者に通知するものとする。

5. 業務内容

1) 業務計画書作成

業務計画書を作成し、契約締結後14日（休日等を含む）以内に提出すること。

2) 現地調査・点検

調査範囲について現地踏査を行い、目視により危険箇所等の調査、点検を行う。調査・点検の実施にあたっては、周辺状況（地質、地形等の自然条件や立地条件等）を把握した上で、各種資料と現地との整合性および遊歩道の安全確保の判断に必要な現地状況について確認するものとする。

調査・点検は業務期間内に11回実施するものとし、概ね一月に一回を基本とする。ただし、天災等により実施時期の変更が必要と判断される場合は、監督員との協議により決定する。

なお、調査・点検結果については後述する打合せ協議に先立ち、ファクシミリまたは電子メール等により簡易報告を行うこと。また、必要に応じて現地にて監督員に状況説明を行うこと。

3) 調査・点検報告書作成

現地調査・点検の結果について報告書を作成する。報告書には調査写真をとりまとめる他、点検箇所の異常の有無等について記述する。また、必要に応じて前回点検時との比較を行い、異常箇所の進展状況についても記述する。

4) 打合せ協議

打合せ協議は、本業務の区切りにおいて1回実施し、現地調査・点検の実施後速やかに、その報告書をもって結果報告を行う。ただし、早急に対策を行う必要がある場合等については、これに限らず、実施するものとする。

6. 提出書類

各共通仕様書等で様式が定められていない書類については、受注者においてその様式を定め、監督員の承諾を得ること。

成果品としては点検結果の報告書等を取りまとめたものをファイル形式で1部、調査・点検の写真データを1部提出するものとする。ただし、この他に監督員が指示した書類については、これに従い提出すること。

7. 作業に関する立地条件

本業務の区域は、秩父多摩甲斐国立公園特別保護地区＝環境省奥多摩自然保護官事務所所管、史跡名勝天然記念物御岳昇仙峡＝文化庁所管、恩賜県有財産地内＝山梨県中北林務環境事務所所管、保安林(保安施設地区)＝山梨県中北林務環境事務所所管であり、本業務の実施にあたっては設計業務等共通仕様書第1114条関係官公庁への手続き等による。

8. 土地への立入り等

土地への立入り等については各共通仕様書の規定によるが、本業務において現地作業を行う際は、事前に監督員に作業開始日を連絡するとともに、関係者及び監督員に土地への立入り確認を受けるものとする。

9. 安全管理

受注者は、関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全管理に努めるものとする。

10. 関係法令および条例の遵守

受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。

11. その他

業務カルテについて、受注者は契約時または変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システム(財日本建設情報総合センター)に基づき、受注・変更・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注・変更・完了時は契約後15日以内(土日祝日を除く)に、訂正時は適宜登録機関に申請すること。